別紙３

○総務省令第　　号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第十一条第一項第四号の二及び第二十条第三項第一号の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年　　月　　日

総務大臣　藤井比早之

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下、「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（磁粉探傷試験、浸透探傷試験、渦電流探傷試験及び交流電磁場測定法による試験） 第二十条の八　特定屋外貯蔵タンクの側板とアニュラ板（アニュラ板を設けないものにあつては、底板）、アニュラ板とアニュラ板、アニュラ板と底板及び底板と底板との溶接継手（以下この項において「底部の溶接継手」という。）並びに重ね補修に係る側板と側板との溶接継手（接液部に係るものに限る。）は、磁粉探傷試験を行い、次項に定める基準に適合するものでなければならない。ただし、磁粉探傷試験によることが困難な場合には浸透探傷試験を、底部の溶接継手（磁粉探傷試験又は浸透探傷試験により、それぞれ次項又は第三項に定める基準に適合していると認められたことがあるものに限る。）が対象となる場合には渦電流探傷試験又は交流電磁場測定法による試験を行うことができる。これらの場合においては、それぞれ第三項又は第四項に定める基準に適合するものでなければならない。 ［2・3　略］ 4　渦電流探傷試験及び交流電磁場測定法による試験に関する合格の基準は、試験の対象となる溶接継手を走査したときに生ずる電圧又は電流の値（電気的信号に変換したものを含む。以下この項において同じ。）が、当該溶接継手を模した試験片に製作した基準となる傷（長さが四ミリメートル、深さが一・五ミリメートルである傷とする。）を走査したときに生ずる電圧又は電流の値を超えないこととする。 （蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の消火設備の特例） 第三十五条の二　［略］ ［2　略］ 3　前項の屋内貯蔵所のうち、次の各号に掲げる消火設備をそれぞれ当該各号に掲げる基準に適合するように設けたものについては、令第二十条第一項及び第二項の規定は適用しない。 一　第二種のスプリンクラー設備　第三十二条の三第五号の規定によるほか、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合するものであること。 イ　第十六条の二の八第二項第五号イ又はロに規定する方法により、蓄電池を貯蔵する場合　次に掲げる基準 (1)　開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備は、第三十二条の三第一号及び第二号の規定によるほか、次に定めるところによること。 (i)　水源は、その水量がスプリンクラーヘッドの設置個数が最も多い放射区域における当該設置個数に三十三・六立方メートルを乘じて得た量以上の量となるように設けること。	（磁粉探傷試験、浸透探傷試験及び渦電流探傷試験） 第二十条の八　特定屋外貯蔵タンクの側板とアニュラ板（アニュラ板を設けないものにあつては、底板）、アニュラ板とアニュラ板、アニュラ板と底板及び底板と底板との溶接継手（以下この項において「底部の溶接継手」という。）並びに重ね補修に係る側板と側板との溶接継手（接液部に係るものに限る。）は、磁粉探傷試験を行い、次項に定める基準に適合するものでなければならない。ただし、磁粉探傷試験によることが困難な場合には浸透探傷試験を、底部の溶接継手（磁粉探傷試験又は浸透探傷試験により、それぞれ次項又は第三項に定める基準に適合していると認められたことがあるものに限る。）が対象となる場合には渦電流探傷試験を行うことができる。これらの場合においては、それぞれ第三項又は第四項に定める基準に適合するものでなければならない。 ［2・3　同上］ 4　渦電流探傷試験に関する合格の基準は、試験の対象となる溶接継手を走査したときに生ずる電圧又は電流の値（電気的信号に変換したものを含む。以下この項において同じ。）が、当該溶接継手を模した試験片に製作した基準となる傷（長さが四ミリメートル、深さが一・五ミリメートルである傷とする。）を走査したときに生ずる電圧又は電流の値を超えないこととする。 （蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の消火設備の特例） 第三十五条の二　［同上］ ［2　同上］ 3　［同上］ 一　第二種のスプリンクラー設備（開放型スプリンクラーヘッドを用いるものに限る。）　第三十二条の三第一号、第二号及び第五号の規定によるほか、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合するものであること。 イ　［同上］ (1)　水源は、その水量がスプリンクラーヘッドの設置個数が最も多い放射区域における当該設置個数に三十三・六立方メートルを乘じて得た量以上の量となるように設けること。

と。

(ii) いずれの放射区域であつても、それぞれの先端において、放水圧力が〇・二四メガパスカル以上で、かつ、放水量が五百六十リットル毎分以上の性能のものとすること。

(iii) 放射区域と同一の区域にある自動火災報知設備の感知器の作動又は火災感知用ヘッドの作動若しくは開放による圧力検知装置の作動と連動して加圧送水装置及び一斉開放弁を起動することができるものとすること。

(2) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備は、次に定めるところによること。

(i) スプリンクラーヘッドは、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和四十年自治省令第二号）第二条第一号に規定する標準型ヘッドのうち同条第五号に規定する標示温度が七十五度未満で同令第十二条の感度の種別が一種であり、かつ、同条の有効散水半径が二・三のものとすること。

(ii) スプリンクラーヘッドは、防護対象物の天井又は小屋裏に、当該防護対象物の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が二・一メートル以下となるように設けること。

(iii) 水源は、その水量がスプリンクラーヘッドの設置個数（当該設置個数が十二を超えるときは、十二）に三十三・六立方メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。

(iv) スプリンクラー設備は、(iii)に定める個数のスプリンクラーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が〇・二四メガパスカル以上で、かつ、放水量が五百六十リットル毎分以上の性能のものとすること。

(v) 自動火災報知設備の感知器の作動又は流水検知装置若しくは起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動することができるものとすること。

[削る]

ロ 第十六条の二の八第二項第五号ハに規定する方法により、蓄電池を貯蔵する場合　次に掲げる基準

(1) 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備は、第三十二条の三第一号及び第二号並びにイ(1)(iii)の規定の例によるほか、次に定めるところによること。

(i) 水源は、その水量が最も広い放射区域の面積に一・〇五メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。

(ii) いずれの放射区域であつても、当該放射区域内の放水密度が十七・五ミリメートル毎

(2) いずれの放射区域であつても、それぞれの先端において、放水圧力が〇・二四メガパスカル以上で、かつ、放水量が五百六十リットル毎分以上の性能のものとすること。

(3) 放射区域と同一の区域にある自動火災報知設備の感知器の作動又は火災感知用ヘッドの作動若しくは開放による圧力検知装置の作動と連動して加圧送水装置及び一斉開放弁を起動することができるものとすること。

ロ 第十六条の二の八第二項第五号ハに規定する方法により、蓄電池を貯蔵する場合　イ(3)の規定の例によるほか、次に掲げる基準

(1) 水源は、その水量が最も広い放射区域の面積に一・〇五メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。

分以上となる性能のものとすること。 ⑵　閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備は、イ⑵(i)、(ii)及び(v)の規定の例によるほか、次に定めるところによること。 (i)　水源は、その水量が防護対象物の床面積（当該防護対象物の床面積が百五十平方メートルを超えるときは、百五十平方メートル）に一・〇五メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。 (ii)　防護対象物のいずれの部分であっても、放水密度が十七・五ミリメートル毎分以上となる性能のものとすること。 ［二・三　略］ ［4　略］	⑵　いずれの放射区域であっても、当該放射区域内の放水密度が十七・五ミリメートル毎分以上となる性能のものとすること。 ［二・三　同上］ ［4　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

この省令は、公布の日の翌日から施行する。